

広島県告示第九百八十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十
二条第二項の規定によって、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲を禁止する。

令和六年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

八国見山狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域

二 区域

庄原市口和町宮内地内の県道新庄三次線と、大規模林道比和・新庄線との交点を起点と
し、同所から県道新庄三次線を北へ進み造林作業道宮内池ノ奥線との交点に至り、同所か
ら造林作業道宮内池ノ奥線を南に進み、大規模林道比和・新庄線との交点に至り、同所か
ら大規模林道比和・新庄線を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで